

公示第557号

平成30年2月28日  
ダスキン健康保険組合  
理事長 内藤 秀幸



「任意継続被保険者の平均標準報酬月額」について

平成30年度における任意継続被保険者の保険料や各種給付金などの算定の基礎となる  
上限標準報酬月額が、下記のとおり決定しました。

ただし、その者の退職時における標準報酬月額が、この額を下回るときは退職時の月額  
となります。健康保険法第47条により公示いたします。

記

1. 平成29年9月30日現在の平均標準報酬月額  
283,810円
2. 上記金額を基礎とした標準報酬月額  
月額 280,000円  
等級 (21等級)
3. 標準報酬月額を基礎とした場合の月額保険料(一般)  
28,000円(保険料率 100/1000)
4. 適用期間  
自 平成30年4月 1日  
至 平成31年3月31日

以上